

令和4年度

# 保育園のご案内



**飯綱町教育委員会 こども保育係**

〒389-1293

飯綱町大字牟礼 2795 番地 1

TEL 253-4769 (直) 有線 4769

e-mail : hoiku@town.iizuna.nagano.jp

## ① 子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法に基づき平成27年4月からスタートした、子ども・子育て支援の仕組みです。

この制度では、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本認識のもとに、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指します。

## ② 幼児教育・保育の無償化制度について

令和元年10月に子ども・子育て支援法が改正され幼児教育・保育の無償化がはじまりました。保育園に通う満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供の保育料が無償となりました。

## ③ 保育園(保育所)とは

保育園とは、保護者が働いていたり、病気などのために家庭内で保育することができないときに、保護者に代わってお子さんを保育する児童福祉施設です。

## ④ 保育園の役割

保育の必要な児童を預かるところが「保育園」ですが、単に「保育に欠ける子どもの面倒を見る」役割だけにとどまらず、幼児期における基礎的人間形成の確立や就学前教育施設としての期待が強く求められており、保育園は子どもの生命・身体の保全、情緒の安定を図る「養護」の役割と、生涯に渡る人間形成の基礎を培うため、心身の順調な発達が助長されるよう援助する「教育」の役割を同時に果たしています。

- 保育園等を利用するためには、「支給認定」を受けることが必要になります。認定は保護者の居住地の市町村が行います。

### 【認定の区分】

保護者の就労などによる保育の必要性と、子どもの年齢に応じて、3つに区分されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども (2号認定を除く)	幼稚園* 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園 地域型保育

\*新制度に移行している幼稚園が対象です（移行しているかどうかは施設におたずねください）。

### 【保育の必要量に応じた区分】

2号認定、3号認定を受ける方は、保護者の就労時間など保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます。

「保育標準時間」認定…就労の場合、主にフルタイム勤務（月120時間以上）

⇒1日11時間の利用が可能です

「保育短時間」認定…就労の場合、主にパートタイム勤務（月64時間以上）

⇒1日8時間の利用が可能です

- 保育を必要とする事由に変更があるとき等は、変更認定申請が必要となります。

## ⑤ 入園の申込みができる児童

保育園への入園申込みができるのは、児童の世帯員(59歳以下の方が対象)が、下記の保育の必要な事由に該当することが必要です。

- (1) 昼間に労働することを常態としていること。
- (2) 出産の前後であること。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業準備を含む)を行っていること。
- (7) 就学(職業訓練校を含む)していること。
- (8) 虐待やDVのおそれがあること(ご相談ください)
- (9) 育児休業取得中の継続入園(ご相談ください)
- (10) その他、上記に類する状態にあると町長が認める場合。

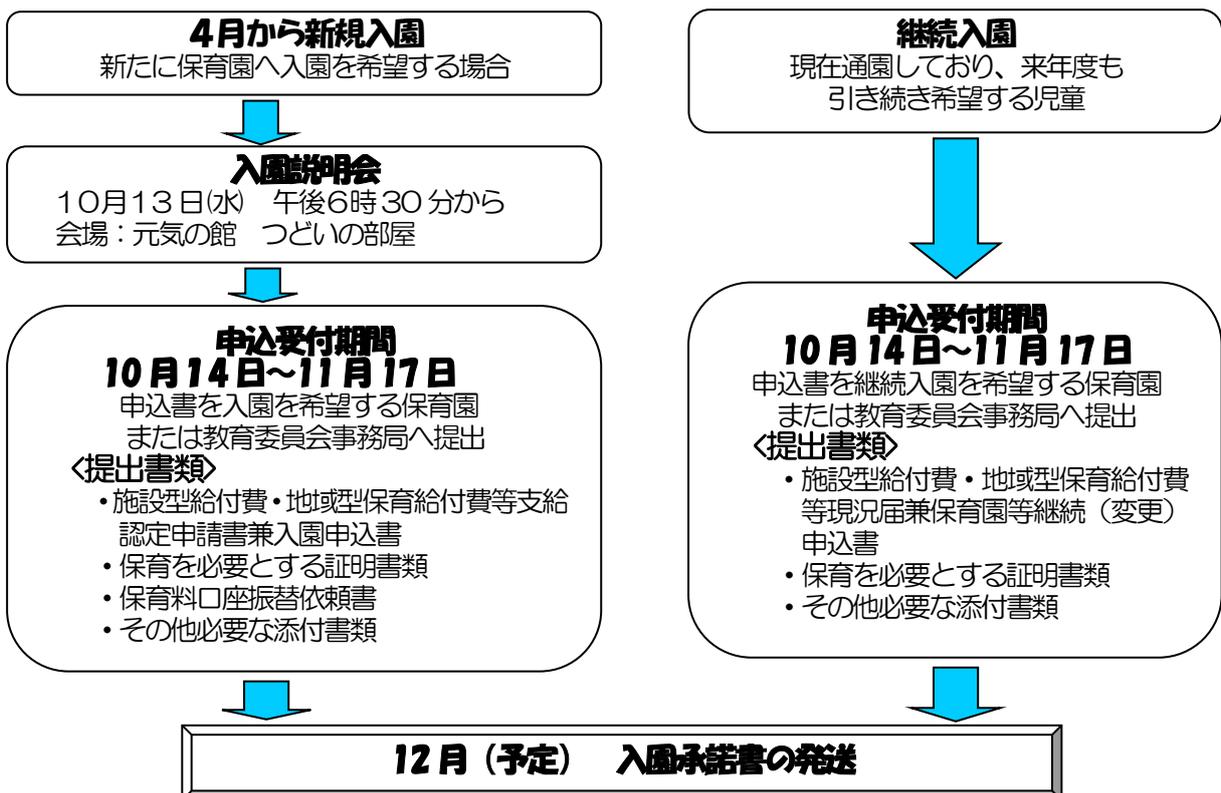
### ◆保育園へ入園又は登園させることができない場合◆

- (1) 伝染性疾患(法定伝染病・はしか・流行性耳下腺炎(おたふく風邪)・インフルエンザ・水痘・結膜炎・とびひ・結核等)を有する者。
- (2) 虚弱体質、病弱、その他保育に耐えない者。
- (3) 他の児童の保育に支障を及ぼすおそれのある者。

### ◆入園保育園の選択◆

地区による園の指定はありません。どの園でも選択できます。

## ⑥ 入園申込みの手続きと流れ



(確認・チェックリスト)

		申込期間	申込場所	提出書類	提出確認 チェック欄
新規 入園	4月から 入園	令和3年10月14日 ↓ 令和3年11月17日	入園を希望する 保育園または教 育委員会事務局	①施設型給付費・地域型保育 給付費等支給認定申請書兼 入園申込書	<input type="checkbox"/>
	5月以降 入園	おおむね前月20日		②保育の利用を必要とする証 明書類(4~5頁参照)	<input type="checkbox"/>
継続 入園	継続して 入園又は 4月から 転園	令和3年10月14日 ↓ 令和3年11月17日	現在入園してい る(または転園希 望先の)保育園 または教育委員 会事務局	①施設型給付費・地域型保育 給付費等現況届兼保育園等 継続(変更)申込書	<input type="checkbox"/>
				②保育の利用を必要とする 証明書類(4~5頁参照)	<input type="checkbox"/>
◆ 令和3年1月1日現在、飯綱町に住所のない場合は、【令和3年度(令和2年分)市町村民税課税内容 証明書(または非課税証明書)]を添付してください。					

- ※申込書には、必ず保育実施基準に該当する各証明書(⑨の必要書類参照)を添付してください。  
 ※入園希望者が定員を超えている場合は、入園調整を行うこととなりますのでご承知おきください。  
 ※飯綱町にお住まいで、勤務の都合等で町外の保育園をご希望の場合も飯綱町へ入園申込書をご提出くだ  
 さい。入園については市町村間での調整により決定します。

## ⑦ 入園の承諾

入園申込書、就労証明書等に基づいて、教育委員会にて入園承諾を行います。希望者が定員を  
 超えた場合は、保育の必要性の高い家庭から順に入園の承諾をします。

## ⑧ 入園にあたっての注意事項

### (1) 入園について

- ア 0歳児については、6カ月経過した児童から入園することができます。
- イ 入園年齢は、入園年度の4月1日現在の年齢となります。
- ウ 入園の決定は、申込書、就労証明書等に基づいて、保育の必要度の高い児童から順次行い  
 ます。
- エ 「「同年齢の友だちと遊ばせたい」「集団生活に慣れさせるため」「下の子どもの育  
 児に手がかかるため」等の理由では入園できません。
- オ 入園後、保育を必要とする要件に該当しなくなった場合は退園していただきます。

### (2) 提出書類について

- ア 提出書類を次により確認の上、不備のないよう申し込みをしてください。書類に不備があ  
 ったり虚偽の記載があった時には入園を取り消します。
- イ 就労証明書は、世帯全員の者(59歳以下の方が対象)が必要になります。

ウ 令和3年1月2日以降に転入された方、もしくは令和3年1月1日現在の住所が飯綱町以外の保護者の方は「令和3年度（令和2年分）市町村民税課税内容証明書」の提出をお願いします。

エ 診断書は、「保育園入園申込用診断書」をお使いください。

オ 育児休業期間が終了し仕事に復帰する予定の方は、就労証明書に育児休業期間と復帰後の就労予定の証明を受けてください。

## ⑨ 保育園へ入園できる要件(保育の利用を必要とする事由)と必要書類

要件	適用条件		必要書類	
① 就労	事業所	月64時間以上、事業所で仕事をしている者。	「就労証明書」または「就労証明書（未満児保育認定用）」（事業所の証明）	
	自営	月64時間以上、自営で仕事をしている者。	「就労証明書」または「就労（自営等）申告書（未満児保育認定用）」及び「自営等を証明する書類」（自営業主の証明）	
	農業	月64時間以上、農業をしている者で、耕作面積30a以上、水田もしくは畑、又は耕作面積10a以上のハウス栽培に従事していること。	「就労証明書」または「農業就労等申告書（未満児保育認定用）」及び「農業就労等を証明する書類」（農業中心者の証明）	
	内職	月64時間以上、内職に従事している者	「就労証明書」または「内職申告兼証明書（未満児保育認定用）」（取引先の証明）	
② 妊娠、出産	母親が出産前後を通じて、分娩又は休養のため保育できない状態の者。 <b>保育実施期間は、産前2か月以内、産後2か月以内。</b> ※妊娠中又は出産時に異常のある者は、医師の診断により必要と認める期間を延長する。（診断書必要）		「母子手帳の写し」等 出産予定日のわかるもの 期間延長にあつては、 「医師の診断書」	
③ 保護者の疾病、障害	病気等	おおむね1か月以上にわたり入院又は病床に付いている者。	「医師の診断書」	
	障害者	身体	身体障害者程度表の3級以上の者。	「身体障害者手帳の写し」
		知的	療育手帳制度要綱に定める療育手帳を保持しているか、又は受けられる程度の病状にある者。	「療育手帳の写し」又は 「医師の診断書」
精神	精神衛生法第32条の規定による摘要を受けているか、受けられる程度の病状にある者。	「精神障害者保健福祉手帳の写し」又は「医師の診断書」		

④ 病人等の介護 (同居家族)	病 気 等	医師の診断書又は介護保険制度による要介護以上の認定結果により、つねに介護が必要とされる者の介護をしている者。		「医師の診断書」又は「介護保険要介護以上の認定結果の写し」
	障 害 者	身 体	身体障害者程度表の3級以上の者を介護している者。	「身体障害者手帳の写し」
		知 的	療育手帳制度要綱に定める療育手帳を保持しているか、又は受けられる程度の病状にある者を介護している者。	「療育手帳の写し」又は「医師の診断書」
		精 神	精神衛生法第32条の規定による摘要を受けているか、受けられる程度の病状にある者を介護している者。	「精神障害者保健福祉手帳の写し」又は「医師の診断書」
⑤ 災害復旧	震災・風水害・火災等で児童の居宅が被災した者。又、近隣地域における災害復旧事業に従事している者。			「罹災証明書」
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている者。 <u>保育実施期間は、最長3か月以内。</u>			「求職申立書」
⑦ その他	①～⑥に類する状況であって、明らかに保育の利用を必要とすると認められる者。			
	【就学】 資格取得もしくは技能習得を目的とした職業訓練校等(カルチャーセンター及び自動車教習所は除く)への通学、又は大学もしくは専門学校への通学をしている者。			「在学証明書」
	【虐待・DV】 虐待やDVがあり、保育をすることができない者 または、そのおそれのある者			ご相談ください
	【育児休業中の継続利用】 既に入園している児童が、保護者の育児休業中に継続して利用することが必要な者			「就労証明書(育児休暇についての記載のあるもの)」 その他必要書類
	その他、事例の個々について町長が認めたもの。			ご相談ください

- ◆ 「就労証明書」「医師の診断書」「求職の申立書」については、町指定の様式があります。  
その他の証明については、任意様式とします。

## ⑩ 保育料の納入について

- (1) 保育料は、口座振替で毎月納入をしていただきます。  
延長保育料、一時保育料、園バス使用料については、実績確認後の翌月に納入していただきます。
- (2) 口座振替は各月末日となります。(末日が祝祭日等の場合は、金融機関の翌営業日となります。) 毎月の口座引落日の前には、必ず残高の確認をお願いします。

## ⑪ 保育料の算定について

- (1) 町の基準により設定する金額となり、世帯所得に応じた応能負担となります。
- (2) **保育料は、市町村民税の課税状況及び子どもの年齢、保育の必要量により算定します。**  
なお、市町村民税額について、次の控除の適用はないものとして取り扱います。  
国・地方公共団体への寄付金控除、住所地の都道府県内の共同募金会・日本赤十字社への寄付金控除、配当控除、株式譲渡所得割除税控除、外国税割除税控除、住宅借入金特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除 等
- (3) **一般的には、児童の父母の課税合算額により保育料を算定しますが**、父母の収入では家計を維持することが困難とみなされるときは、父母以外（祖父母等）の扶養義務者の所得を合算します。
  - ◆税法上、父母以外の者が対象児童を扶養控除としている場合も同様。
- (4) **税金等の未申告者について**  
保育料算定の際、税額判定の対象者となっている方が、未申告（住民税等の申告書を提出していない）であるため市町村民税が確定していない場合は、次の方法で保育料を暫定的に算定し徴収するようになります。
  - ア 直近の年度において、既に確定している課税額により保育料を算定する。
  - イ 直近の年度における課税額が不明である場合については、現時点において把握できる課税額に基づき保育料を判定し、更に階層区分を2段階繰り上げた保育料を徴収する。

◆申告等をされていない方がいましたら、速やかに役場税務会計課にご相談ください。

◆年度途中で世帯構成に変更のあった場合は、保育料が変わることがありますので、「世帯構成変更届」の提出をお願いします。

## ⑫ 令和元年10月からの保育料無償化に伴う徴収基準額表について

- (1) 3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所及び認定こども園の保育料が無償化となりました。
  - ① 無償化の開始年齢は、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象とします。但し、幼稚園（認定こども園における1号認定の子どもも同じ）については、満3歳になった日から無償化の対象となります。
  - ② 保護者から実費で徴収する費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）については、無償化の対象とはなりません。ただし、飯綱町では町内の年少以上の子どもの副食（おかず・おやつ等）の費用は町で負担しています。
- (2) 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所及び認定こども園の保育料が無償化となりました。

(3) 令和4年度保育料基準額表【3号認定】(参考)

保育園・認定こども園(保育園部分)

(月額 単位:円)

階層 区分	区分内訳		3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護等世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税均	母子家庭等	3,450	3,450
C2	等割のみ課税 または所得割	その他の世帯のうち均等割 のみ課税世帯	7,800	7,800
C3	課税額 48,600円未 満	C1,C2以外の世帯	8,800	8,800
D1-1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満		13,200	12,900
D1-2	// 57,700円以上 64,800円未満		13,200	12,900
D2-1	// 64,800円以上 77,101円未満		15,700	15,400
D2-2	// 77,101円以上 80,900円未満		18,200	17,800
D3	// 80,900円以上 97,000円未満		23,200	22,800
D4	// 97,000円以上 121,000円未満		28,300	27,800
D5	// 121,000円以上 145,000円未満		33,400	32,800
D6	// 145,000円以上 169,000円未満		38,700	38,000
D7	// 169,000円以上 213,000円未満		43,300	42,500
D8	// 213,000円以上 257,000円未満		47,900	47,000
D9	// 257,000円以上 301,000円未満		52,500	51,600
D10	// 301,000円以上 397,000円未満		53,600	52,600
D11	// 397,000円以上		56,300	55,300

1 均等割・所得割について

この表における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 母子・父子又は障害者等世帯について

この表のC1階層における「母子・父子又は障害者等世帯」とは、次に掲げる世帯をいう。

- (1) 「母子・父子世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している者の世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳交付要綱(昭和50年長野県告示第192号)に定める療育手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に定める障害基礎年金等の受給者
- オ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。

### 3 第2子以上の児童入園に伴う保育料について

生計を一つにしている世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

児童区分	徴収金額
最も年齢が高い(徴収基準額が低い)児童 (同年齢で2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額
次に年齢が高い(徴収基準額が低い)児童 (同年齢で2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額の1/2
上記以外の児童	無料

### 4 低所得世帯等の保育料について(平成29年度から拡充)

・ふたり親世帯についてはD1-1階層、母子・父子・障害等世帯についてはD2-1階層まで、兄・姉等の年齢に関わらず、生計を一つにする子ども等のうち最も年長の子ども等から順にカウントし、ふたり親世帯の子どもについては第2子から半額とし、第3子以降無料とする。母子・父子・障害等世帯の子どもについては第1子から半額とし、第2子以降無料とする。

### 5 多子世帯の第3子以降に対する減免措置について

生計を一つにしている世帯に、各年度の初日の前日において扶養している子が3人以上いる場合において、そのうち第3子以降の入所児童については、保育料の3割を軽減する。なお、3に該当する者は、表により計算して得た額の3割を軽減する。ただし、3割に当たる額が 6,000 円に満たないときは、6,000 円を軽減するものとする。このとき、軽減後の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 6 徴収基準額表の年齢区分について

入園している各年度の初日の年齢とし、その年度途中に限り変更はないものとする。

### 7 月の中途退園又は入園児童の保育料の計算方法

区分	算式
中途退園児童の場合	徴収基準月額×中途退園日前日までの開園日数÷25日 (例:D7階層 標準時間(2歳児)) 43,300 円×15 日÷25 日=25,980 円
中途入園児童の場合	徴収基準月額×中途入園日からの開園日数÷25日 (例:D2階層 短時間(4歳児)) 15,100 円×10 日÷25 日=6,040 円

※ 10 円未満の端数は切り捨て

※ 前月中に届出

## ⑬ 保育園の運営について

### (1) 保育実施園（町内）

保育園名（定員）	住 所	3歳以上 児保育	3歳未満 児保育	乳児保育	障害児 保育	保育園 開放	地域間 交流
飯綱町立りんごっ子保育園（60人）	大字柳里467番地	○	○	○	○	○	○
飯綱町立南部保育園（90人）	大字豊野1550番地1	○	○	○	○	○	○
飯綱町立さみずっ子保育園（90人）	大字普光寺170番地4	○	○	○	○	○	○

### (2) 保育の休園日

保育園の休日は、日曜祝祭日（土曜日は自由登園）、12月29日から翌年の1月3日までのほか、園長が町長の承認を得て定めた日とします。

### (3) 保育時間

保育園は午前7時から午後7時まで開園しています。

- ・保育短時間認定の保育時間は、午前8時30分～午後4時30分です。
- ・保育標準時間認定の保育可能時間は、午前7時30分～午後6時30分です。

上記以外において、まれに変更になる場合もありますが、その都度保育園だより等であらかじめお知らせします。

#### ◆土曜日保育について

土曜日保育は町に住所があり、保育園に入園している児童のうち、保護者の就労等やむを得ない理由で、家庭で保育ができない児童を預かります。給食はありませんので、午後まで保育が必要な場合は、お弁当を持参してください。その他年齢に応じて必需品を持参していただきます。あくまでも通常保育の延長になりますので、午後のみ等途中からの利用はできません。

### (4) 自由登園保育日

次の期間は、自由当園（希望登園）として保育園を開園しています。

自由登園日（希望登園）※日曜日・祝祭日を除く

夏 期	8月10日～17日	年度末	卒園式の翌日～3月31日
冬 期	1月 4日～ 7日	土曜日	毎週 ※祝祭日を除く

※ 自由登園保育日の実施場所について

土曜日自由登園保育・・・さみずっ子保育園で実施

夏期自由登園保育・・・さみずっ子保育園で実施

冬期自由登園保育・・・さみずっ子保育園で実施

年度末自由登園保育・・・各園で実施

## (5) 特別保育時間

### 1) 延長保育

#### ◆保育時間

- ・朝・・・午前7時00分～午前8時30分
- ・夕・・・午後4時30分～午後7時

#### ◆延長保育料

- ・朝（午前7時から午前8時30分まで） 無料
- ・夕（午後4時30分から午後7時まで）  
午後6時30分まで 無料  
午後7時まで 月額1,000円（同月内に何回利用しても同額です）

#### ◆その他

- ・保育標準時間認定のお子さんについては、年度当初に1回お申込みください（園で登降園時間の把握をするためご協力をお願いします）。  
午後6時30分以降の利用がある場合には延長保育料がかかります。  
また、年度途中で利用の仕方が変わる場合は、保育園までご相談ください。
- ・保育短時間認定の方が利用を希望する場合は、前月の15日までに申し込んでください（申込用紙は園にあります）。  
頻繁にご利用になる場合は、変更認定が必要となりますのでご相談ください。
- ・園児の送迎は、保護者が行ってください。保護者以外の迎えの場合は、必ず園に連絡してください。
- ・延長保育料は、利用月の翌月末に納入していただきます。

### 2) 一時的保育

保護者の就労、職業訓練、疾病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ（私的要件）、求職活動等の理由により、週3日を限度として一時的に保育が必要な子どもを預かります。

- ・毎週月曜日～金曜日  
（土曜日・祝日・自由登園日は実施しません。）
- ・保育園の指定の用紙に必要事項を記入し、希望する月の前月までに提出してください。（緊急の場合は、ご相談ください）

【一時的保育料徴収基準額表】

区 分	3歳未満児	3歳以上児	食事代	おやつ代
4時間まで	1,200円	600円	1食170円	1食60円
4時間超8時間まで	2,400円	1,200円		

### 3) その他の保育

区 分	対 象
3歳未満児保育	3歳未満児童
乳児保育（0歳児）	6ヶ月以上経過乳児
障害児保育	障害のある児童
保育園開放事業 （おひさま広場）	就学前児童のいる家庭 これから子育てをする家庭
地域活動事業	世代間交流等

### (6) 園バスについて

希望する3歳以上児（4月1日現在）のみ利用できます。

定められた運行路の範囲内での利用となります。

#### 【園バス利用料（月額）】

契約区分	月額利用料	申込み先
往復利用	2,000円	各保育園へ直接申込み
片道利用	1,000円	

### ⑭ 保育の実施を希望する期間について

保育の実施を希望する期間は、小学校就学始期に達する前までの期間の範囲内となります。

実施期間が小学校就学始期まで見込まれる方は、下記の表を参考にしてください。

児童の生年月日	児童の就学始期（前）
H28. 4. 2 ~ H29. 4. 1	R5. 3. 31
H29. 4. 2 ~ H30. 4. 1	R6. 3. 31
H30. 4. 2 ~ H31. 4. 1	R7. 3. 31
H31. 4. 2 ~ R2. 4. 1	R8. 3. 31
R2. 4. 2 ~ R3. 4. 1	R9. 3. 31
R3. 4. 2 ~ R4. 4. 1	R10. 3. 31

### ⑮ その他

町内には、私立の認定こども園があります。

○認定こども園 大地

飯綱町大字倉井379番地（電話：026-253-8902）